

ロンドン条約

ロンドン条約 ろんどんじょうやく

1972年11月ロンドンで「海洋汚染防止に関する国際会議」が開かれ、「廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」が採択された。この条約は「ロンドン条約」と通称され、1975年8月に15ヶ国の批准国到達により発効しており、その目的は、放射性廃棄物とその他の廃棄物を海洋へ故意に投棄することを制限することである。この条約では、(1) 投棄禁止の廃棄物、(2) 投棄のため、適当な国家機関の事前の特別許可を必要とする廃棄物、(3) 投棄のため事前の一般許可だけを必要とする廃棄物と、投棄規制の違いによって3つに区分されている。1982年の第6回会議で、スペイン、北欧諸国等の希望により海洋調査の結果が出るまで海洋投棄は一時中止することが決定され、1982年以降は海洋投棄は実施していない。1993年の第16回会議では、放射性廃棄物の海洋投棄は全面的に禁止となった。なお、日本は1980年にロンドン条約を批准している。

<登録年月>

2005年06月
